

一般廃棄物処理業許可証

令和7年1月21日

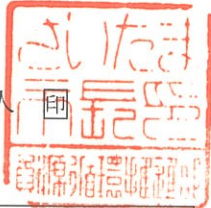
住 所 茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2
氏 名 勝田環境株式会社
代表取締役 望月福男

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項
第7条第6項 の規定により許可を受けた者である
第7条の2第1項

ことを証する。

さいたま市長 清水 勇人



許 可 番 号	さいたま市廃許可 第221号	
事業 の 範 囲	業 の 区 分	収集・運搬業（ 積替保管を除く。 ） 処分業（ ）
	取り扱う一般廃棄物の 種類	木くず及び刈草類（ただし、市内一般廃棄物処分業者（法第7条第6項の 許可を受けた者をいう。）の施設において破砕処分されたものに限る。）
許 可 区 域	木くず及び刈草類を破砕処分する市内一般廃棄物処分業者の施設に限る。	
処 理 施 設 等 の 所 在 地	—	
処理施設等の種類及び処理 能力	—	
運 搬 先 又 は 処 分 先	1 茨城県ひたちなか市大字高野1967番地2 勝田環境株式会社 2 茨城県ひたちなか市大字高野1974番地 株式会社バイオパワー勝田 ※ ただし、ひたちなか市の一般廃棄物収集運搬業許可があることを前提 とする。	
許 可 の 有 効 期 間	令和7年2月1日から令和9年1月31日まで	
許 可 の 条 件	裏面に記載のとおり	
変 更 の 状 況	—	